

未出家し、金澤高慶寺天恭の徒弟となり、明治初年行脚して京都南禪寺の僧堂に掛錫し、遂州に参禪入室し、遂州遷化の後法嗣巨梁來堂に隨身参究し、六年歸國して一たび高慶寺に住職したが、看司に事務を托して南禪寺に歸錫し、大に修學に勉め、十二年權少講義に補せられ、十四年高慶寺を辭した。此の年の秋巨梁は病あつて僧堂を辭席したから、宗般は山城八幡圓福寺に轉錫し、伽山に参禪し、十五年春東京深佛場の請に應じ、十六年夏飯山、十七年秋肥後熊本見性寺見性禪岳の養子となり、見性宗般と改め、二十五年冬その住職となり、三十一年春圓福寺の僧堂に移錫し、四十一年四月京都大徳寺の管長に任せられ、大正十一年十二月二十三日遂に入寂した。享年七十五歳。

ケンシヨウボウ 賢聖坊 石川郡美川に在つて、眞言宗に屬する。山號は千鉢佛山。初め石川郡寺中に居て、佐那武觀音を安置したが、慶長六年金澤卯辰山に移り、明治廿六年更に今の地に轉じた。

ケンジヨウモノ 献上物 (一)加賀藩—加賀藩が幕府に献上する金品として、嘉永武鑑に掲げるものは次の通りである。年始・八朔御太刀金馬代。端午・重陽・歳暮御時服。正月三日御盃高砂押。正月寒鹽鯛。二月生絹。三月鰯筋・紐海苔。四月鰯筋・海雲・生御肴領國之初鮭。五月鰯野干鰯・鰯勝・串海鼠・紅葉海苔。暑中葛粉・藤粉。六月輪島紫鱈・鱈子・鰯筋・清水米・干狗脊。七月六日御鯛代黄金。七月鯛二百さし・五郎丸布・串海鼠。歸國御禮絹二種一荷・干鰯・紅葉海苔。八月鰯筋。九月島海苔。干狗脊・麴漬鰯。十月御茶・鯛。十

月大聖御手綱・象眼御鏡、右三品の内一品を年替に献上。十月初鰯・初鰯・御鷹・鰯・御領國之初鮭。十一月御鷹鴨・鰯鮎・澤野牛券。寒中鰯筋・串海鼠。十二月松百鮎・鰯切漬。右之外月次之献上廿三品之内出來宜を代る代る献上。

(二)大聖寺藩—大聖寺藩の年中献上物として、嘉永武鑑に載せられたものは次の通りである。年始・八朔御太刀金馬代。端午・重陽・歳暮御時服。二月蒸鱈。五月刺鰯。暑中瀬越鹽辛・葛粉。七月六日御鯛代白銀。在着御禮象眼御鏡・干鰯。八月鰯筋。寒中鰯鴨。

ケンシンヅカ 謙信塚 鳳至郡新崎に在る。能登名跡志に、「此村に謙信塚とて、一里塚の如き塚あり。古木の榎木一本あり。折々此塚の内發動することあり。是謙信家臣に有坂備中といふ者、三崎へ舟にて渡り、七尾の搦手へ向ふべき手分なりしに、追手の勢と手配より早く着船して、道々亂逆して討取る所の首塚なり。」とある。然るに寶永元年一覽記には、謙信方の軍が三崎へ上陸して南進したのを、長續連が邀撃して討取つた敵屍を埋瘞した所とする。何れにしても信を措き難い。

ケンスイ 見推 羽昨郡今道の俳人。飛夕庭と號する。見風門下の高足と稱せられ、明和四年信甲相武に遊んで、歸郷の後東茂どりを刊行した。

ケンセイ 縣制 (一)金澤縣と大聖寺藩—明治二年六月十七日加賀・大聖寺・富山三藩を廢し、改めて金澤・大聖寺・富山藩を置き、舊藩侯を藩知事として(大聖寺藩知事は十八日任命)管轄せしめたが、四年七月十四日又藩を廢して、金澤・大聖寺・富山三縣を置いた。

その區域凡て舊の如く、金澤縣は加賀國能美郡大部分・石川郡・河北郡、能登國大部分、越中國磯波郡・射水郡・新川郡大部分とし、大聖寺縣は加賀國江沼郡・能美郡一部とし、富山縣は越中國婦負郡・新川郡一部であつた。この年十一月二十日改めて加賀國一圓(白山山麓を除く)を金澤縣とし、大聖寺縣を廢した。

(二)飛騨縣・高山縣・七尾縣—明治元年三月六日能登國の舊幕府直轄領及び土方領を、假に前田氏の管轄たらしめ、その土方領は五月十九日土方氏に還附したが、三年五月廿二日に至り共に飛騨縣に併せ、而して飛騨縣は六月二日高山縣と改められた。因つて高山縣支廳を鳳至郡大町に置いた。次いで四年十一月二十日舊金澤縣であつた能登國大部分と越中國射水郡と、高山縣に屬した能登國一部とを併せて七尾縣を置き、越中國磯波郡・婦負郡・新川郡を以て新川縣とした。

(三)石川縣—明治五年二月二日金澤縣を石川縣と稱し、又石川郡本吉村を美川町と改めて、縣廳をこゝに移し、廿二日開廳の典を擧げた。新縣名は郡名から採つたのである。同年九月廿五日七尾縣を廢し、加賀(白山山麓を除く)能登二國を以て石川縣の所轄とし、新川縣に射水郡を加へて越中一國を管轄せしめ、十一月十七日又加賀の白山山麓を足羽縣から割いて石川縣に屬せしめた。六年一月十四日石川縣廳を金澤廣坂通に移し、同月三十日開廳の式が行はれた。九年四月十八日新川縣を廢し、加賀・能登・越中三國を石川縣に屬せしめ、富山に官吏出張所を置いた。八月廿一日又敦賀縣を廢し、その中越前國坂井南

條・丹生・足羽・大野・今立・吉田七郡を石川縣に屬せしめ、福井に官吏出張所を置いた。九月廿一日富山及び福井の官吏出張所を富山支廳及び福井支廳とし、十一月一日富山支廳の射水郡を石川縣本廳に於いて直轄することにした。後十四年二月七日新たに福井縣を置き、石川縣より割きたる越前七郡と、滋賀縣より割きたる越前・若狹とを之に屬せしめ、十六年五月九日又富山縣を建て、越中一圓を石川縣より之に移した。是に於いて石川縣は加賀・能登を管轄することになった。

(四)白山山麓—白山山麓はもと越前平泉寺の管轄で、その山麓十八ヶ村は幕府の直轄地であつたが、明治三年十二月廿二日政府は凡て之を本保縣の所屬とした。本保縣は越前丹生郡本保を置廳の地とし、同國內の舊幕府直轄地及び預地を支配したものである。然るに本保縣は同年十一月二十日廢せられたから、白山山麓は他日その所屬の確定するに至るまで、假に福井縣の管轄とせられた。而して福井縣は十二月廿一日足羽縣と改稱せられたるを以て、白山山麓も亦所屬縣名の變じたこと勿論である。次いで五年四月十三日足羽縣は、この地方を足羽縣又は石川縣の何れかに決定せんことを大藏省に求めたが、大藏省は兩縣をして實地に就き調査せしめた後その意見を徴し、太政官より五年十一月十七日附を以て、嶺上及び十八ヶ村全部を石川縣能美郡に屬せしめることを指令した。

ケンセイ 顯誓 顯は兼順・逆誓の第四男、蓮如の孫で、明應八年を以て生まれ、童名を光慶丸といひ、後に光玉丸と改めた。公名は侍従。光闡坊とも稱する。長兄蓮能の法嗣と